



令和5年度 第1回在宅医療推進協議会訪問看護部会



神奈川県健康医療局保健医療部医療課人材確保グループ

令和5年6月13日

目次

1 議題

- (1) 第8次保健医療計画に向けた施策の方向性について
- (2) 在宅・慢性期領域による特定行為研修修了者の就業者数の目標値について

2 報告事項

- (1) 令和4年度訪問看護推進支援事業
- (2) 令和5年度訪問看護推進支援事業
- (3) 令和3年度看護職員就業実態調査（訪問看護ステーション）結果概要
- (4) 令和4年度訪問看護ステーション実態調査結果

1 議題

(1) 第8次保健医療計画に向けた施策の方向性について

- a. 医療計画について
- b. 第7次保健医療計画評価（在宅看護領域）
（令和4年度第2回神奈川県看護職員の確保及び資質向上推進委員会）
- c. 前回会議の振り返り
（令和4年度第3回在宅医療推進協議会訪問看護部会）
- d. 第8次保健医療計画について（在宅看護領域）

(1) 第8次保健医療計画に向けた施策の方向性について

a. 医療計画について（第7次保健医療計画から第8次医療計画に向けて）

7 医師の確保及び医療従事者（医師を除く。）の確保（2）医師以外の医療従事者の確保について（p.5、p17から抜粋）

●医師以外の医療従事者、例えば以下の職種についても、必要に応じて、その資質向上に関する事項を含め、医療従事者の確保の現状及び目標について、可能な限り具体的に記載する。

【医療従事者の現状及び目標】① 歯科医師 ② 薬剤師 ③ 看護職員（保健師・助産師・看護師（特定行為研修を修了した看護師を含む。）・准看護師）

●看護師については、在宅医療等を支える看護師や感染症の発生・まん延時に迅速かつ的確に対応できる看護師を地域で計画的に養成していくため、地域の実情を踏まえ、看護師が特定行為研修（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。）を地域で受講できるよう、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた計画について、具体的に記載すること。

また、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数の目標を記載すること。なお、これらの目標数を設定する際には、可能な限り二次医療圏ごとや分野・領域別の設定を検討すること

(1) 第8次保健医療計画に向けた施策の方向性について

b. 第7次保健医療計画評価（在宅看護領域）/今後の課題より

1. 在宅看護（訪問看護）を担う看護職員の必要数を把握し、就業者数の目標を設定するとともに、確保策を検討・実施する

- ・ 目標を設定する際には可能な限り二次医療圏ごとに設定することを検討する。
- ・ 訪問看護ステーションが継続して稼働できるよう、管理者の経営手腕の強化と安定的なステーション運営が必要である。

2. 訪問看護ステーション実態調査の結果を踏まえ、訪問看護ステーションの規模の適正化について検討していく

3. 在宅医療を支えるためには、一定の診療の補助を行うことができる特定行為研修修了者を確保する必要がある

4. 今後も引き続き研修事業を実施し、就業訪問看護職員の増員を図る必要がある

- ・ ニーズに合わせた受講定員、研修の開催方法や内容を検討する。
- ・ 管理者研修の経営に関する内容の充実の他、管理者が認定看護管理者研修をより受講しやすくなるよう、関係団体に働きかけていく。

5. 各地域の訪問看護人材の育成体制整備のため、教育支援ステーションの機能を担う訪問看護ステーション・団体を確保する必要がある

(1) 第8次保健医療計画に向けた施策の方向性について

c. 前回会議の振り返りより（委員の皆様からいただいたご意見）

①訪問看護ステーションの規模の適正化について

- ・訪問看護ステーションの大規模化の推進は必要ではないか。大規模化の方法を講義する、相談場所として個別のコンサルや指導を受ける、金銭的なバックアップなどが必要だろう。大規模化を推進する事業として行政が後押しをしてくれる、推進力を持った活動にして欲しい。
- ・大規模化を推進することにより、管理者は事務処理等の業務が増加するため、そのサポート体制への支援を考える必要があり、事務職員雇用を補助等も起爆剤になるのではないか。

②管理者の育成について

- ・訪問看護ステーション協議会が担っている管理者研修は2日間の授業のため、内容に不足があり見直しを図ることが必要ではないか。
- ・現行の研修を紐付け、そこを受講しなければならないような仕組みを作ることもよいのではないか。

（令和4年度第3回訪問看護部会令和5年3月22日）

(1) 第8次保健医療計画に向けた施策の方向性について

c. 前回会議の振り返りより（委員の皆様からいただいたご意見）

③医療的ケア児への支援について

- ・家族を支える役割やコーディネーターへの橋渡し等、関係機関の調整を期待されている。
- ・小児経験のある看護師が少なく一つの訪問看護ステーションでは解決できないと考える管理者が多い。

④看取り・ターミナルケアの支援について

- ・訪問看護ステーションのそれぞれの機能にあわせた役割分担や多職種連携が課題ではないか。
- ・在宅による看取りのケースには、生活面の支援も多いことから、家族を支える役割を含め、訪問看護師が主体となって多職種連携をすることが必要ではないか。
- ・在宅医療が中心に看取りやターミナルケアを進めることについて周知が必要ではないか。
- ・訪問看護師は在宅の看取りが増えることに伴い、夜間の緊急電話対応や訪問回数が増加する等により身体的・精神的負担が多くなり離職に繋がる恐れがあり、特に若手の看護師には負担が多い。このため、看取りに関する教育体制や訓練が必要ではないか。

(1) 第8次保健医療計画に向けた施策の方向性について

c. 前回会議の振り返りより（委員の皆様からいただいたご意見）

⑤看護職員の潜在化の予防と支援体制について

- ・病棟経験後に訪問看護をやりたいという希望を持つ看護師をいかにキャッチしてマッチングし、志をもって働きたいという思いを受けとめて育てていける訪問看護側の体制づくりが必要ではないか。

⑥訪問看護職員の確保と人材育成について

- ・新任訪問看護師を質の高い看護ができる人材に育て、いかにして勤務面の条件を支えながら定着を図るかについて考えることが必要ではないか。
- ・訪問看護で長く続けられる看護師の育成等を考えることが必要ではないか。
- ・教育支援ステーション事業の見直しを図ることが必要ではないか。

（令和4年度第3回訪問看護部会令和5年3月22日）

(1) 第8次保健医療計画に向けた施策の方向性について

c. 前回会議の振り返りより（令和4年度訪問看護ステーション実態調査結果より）

まとめ

⑦常勤換算看護職員数5人未満から常勤看護職員数5人以上に増員した訪問看護ステーションは、経営の安定化と看護の質の向上に繋がる可能性が示唆されたと考える

（令和4年度第3回訪問看護部会令和5年3月22日）

(1) 第8次保健医療計画に向けた施策の方向性について

d. 第8次保健医療計画について(在宅看護領域)

確保

1. 在宅看護(訪問看護)を担う看護職員の必要数を把握し、就業者数の目標を設定するとともに、確保策を検討・実施する(⑤、⑥)

❖ **看護職員の必要数を定めます**

2. 訪問看護ステーションの実態調査の結果を踏まえ、訪問看護ステーションの規模の適正化について検討していく(①、③、④、⑦)

❖ **看護職員5人以上の訪問看護ステーション増加を目指します**

❖ **機能強化型取得訪問看護ステーションの増加を目指します**

3. 在宅医療を支えるためには、一定の診療の補助を行うことができる特定行為研修修了者を確保する必要がある(③、④、⑥)

❖ **特定行為研修の修了者の目標値を定め増加を目指します**

確保 定着

4. 今後も引き続き研修事業を実施し、就業訪問看護職員の増員を図る必要がある(②、⑥)

❖ **管理者研修の見直しと管理者育成の強化を検討します**

❖ **ニーズにあわせた研修内容等を検討します**

定着 復職

5. 各地域の訪問看護人材の育成体制整備のため、教育支援ステーションの機能を担う訪問看護ステーション・団体を確保する必要がある(⑤、⑥)

❖ **教育支援ステーションの見直しを検討します**

❖ **潜在看護師予防に係る看護職員のマッチング等の就業支援を検討します**

【委員の皆様のご意見】

① 訪問看護ステーションの規模の適正化について

② 管理者の育成について

③ 医療的ケア児への支援について

④ 看取り・ターミナルケアの支援について

⑤ 看護職員の潜在化の予防と支援体制について

⑥ 訪問看護職員の確保と人材育成について

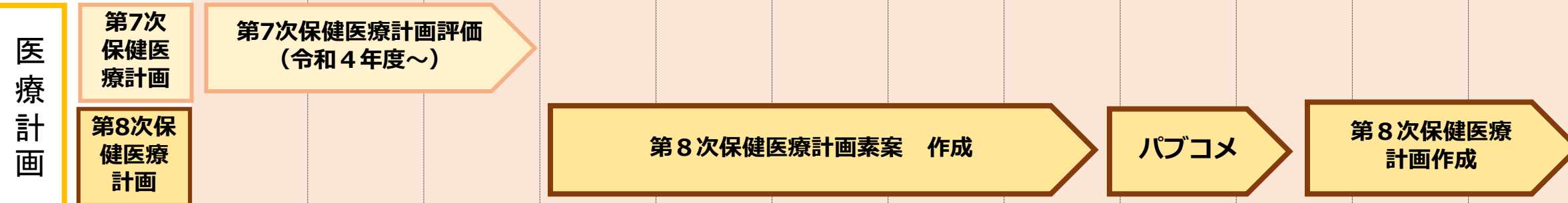
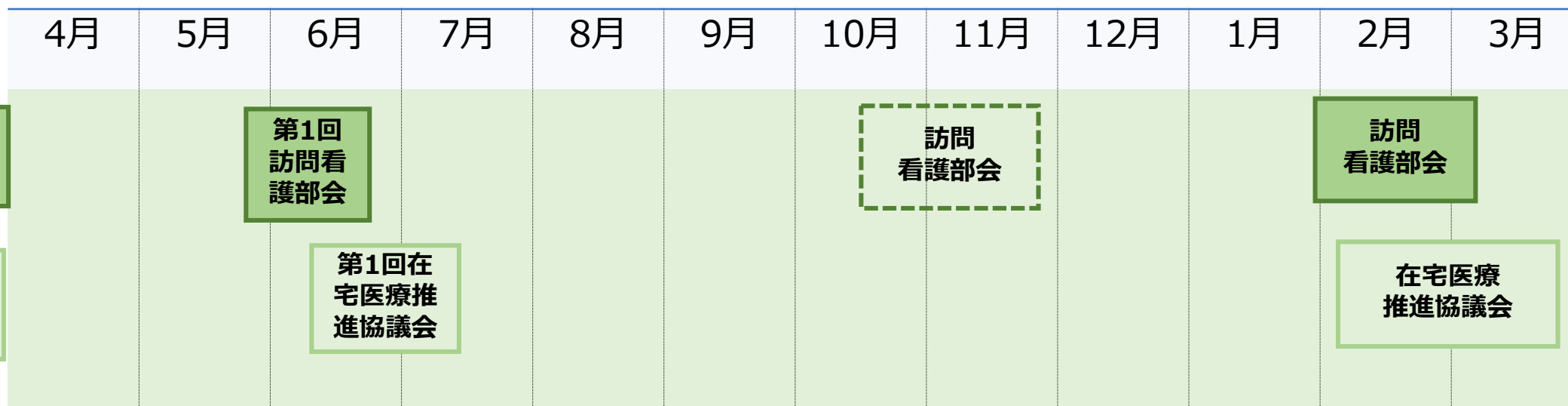
【実態調査の結果】

⑦ 常勤換算看護職員数5人未満から常勤看護職員数5人以上に増員した訪問看護ステーションは、経営の安定化と看護の質の向上に繋がる可能性が示唆されたと考える

(1) 第8次保健医療計画に向けた施策の方向性について
 d. 第8次保健医療計画について(在宅看護領域)

【神奈川県保健医療計画策定に係るスケジュール(予定)】

R5年度



令和6年4月
 第8次保健医療計画開始